厚生労働省 近畿厚生局 組織名

組織情報

I PUX THE TEX						
	所	在		大阪市中央区大手前4-1-76		
	(代表組織)			大阪合同庁舎第4号館		
	サイトアドレス		ドレス	http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/index.html		
				電話	06-6942-2241(代表)	
	連	絡	先	FAX	06-6946-1500	

組織概要

管轄・組織体制など

近畿厚生局は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県を管轄しています。

- ①福井事務所(福井市大手2-7-15明治安田生命ビル2F)
- ②滋賀事務所(大津市1-1日本生命大津ビル4F) ③京都事務所(京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691りそな京都ビル5F)
- ④兵庫事務所(神戸市中央区栄町通1-2-7大同生命神戸ビル8F)
- ⑤奈良事務所(奈良市大宮町1-1-15ニッセイ奈良駅前ビル2F)
- ⑥和歌山事務所(和歌山市三木町台所町7三井住友海上和歌山ビル4F)



所掌事務•担当業務

担当しています。このほか、麻薬取締部門が置かれています。

なお、職員は平成24年5月1日現在で285名在職し、業務を遂行しています。

総務部門

総務課

○職員の人事及び福利厚生、行政文書の開示、個人情報の保護、会計、国有財産管理、公益法人の監督、

各種国家試験に係る願書受付及び審査等

国家試験の種類

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師

企画調整課

- ○近畿厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整
- 〇近畿地方社会保険医療協議会の運営
- 〇医療安全対策(診療関連死の調査等)に関すること
- 〇都道府県等が策定する医療費適正化計画、医療計画、健康増進計画、地域ケア体制整備構想等に係る関係者との連絡調整

年金調整課

- 〇日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可
- 〇日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可
- 〇日本年金機構が滞納の処分をした場合におけるその結果に関すること
- 〇日本年金機構が行う立入検査等に係る認可
- 〇日本年金機構が行う受給権者及び被保険者に関する調査等の認可
- 〇日本年金機構が行う保険料等の収納に係る事務の実施状況及びその結果の報告に関すること
- 〇政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の管理に関する日本年金機構の行う業務に係る監督
- ○前記に掲げるもののほか、日本年金機構の行う業務に係る監督等

年金調整課

- 〇社会保険労務士の指導・監督(社会保険諸法令に関する業務に係るものに限る。)
- ○年金委員の委嘱・解嘱に関する事務
- 〇市町村から提出された国民年金等事務取扱交付金に関する申請書等の取り纏めの事務及び決算審査事務
- 〇健康保険事務指定市町村交付金に関する申請書等の取り纏めの事務及び健康保険事務指定市町村の指定等に関する事務
- 〇学生納付特例事務法人の指定、監督
- ○保険料納付確認団体の指定、監督、情報提供
- ○政府管掌年金事業等の実施に関する関係団体との連絡調整

社会保険審査官

○健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等がした処分に事務 対する審査請求に関する

組織名 厚生労働省 近畿厚生局

健康福祉部門

健康福祉課

- 〇都道府県の区域を越えて活動する中小企業等協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督
- 〇指定医療機関の指定、監督

指定医療機関の種類

- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく特定感染症指定医療機関
- ・母子保健法に基づく指定養育医療機関(国が開設したものに限る。)
- ・児童福祉法に基づく指定療育機関(国が開設したものに限る。)
- ・生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関(国が開設したものに限る。)
- ・戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関
- 〇三種病原体等届出受付等に関する業務
- 〇生活衛生同業組合の振興計画の認定
- ○クリーニング業法に基づく指定試験機関の指定及び監督に関すること
- ○クリーニング師の試験に関する学力の認定に関すること
- ○緊急時における児童福祉法に基づく児童福祉施設等に係る事務執行
- 〇児童扶養手当の支給事務に関する都県及び市町村の指導(技術的助言)
- 〇母子保健法及び児童福祉法に基づく指定医療機関に対する診療報酬の支払いの一時停止等
- ○社会福祉法に規定する寄付金の募集の許可
- 〇府県、指定都市及び中核市が設置する保護施設の監督
- O2以上の府県の区域において事業を行う消費生活協同組合の設立認可、変更認可、監督等
- 〇民生委員及び主任・児童委員の委嘱(指名)、解嘱及び表彰
- ○特別弔慰金国庫債券及び特別給付金国庫債券の特別買上償還の証明書の交付
- ○精神保健指定医の指定等
- ○「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」に基づく特定民間施設の整備計画の認定等
- ○温室効果ガス算定排出量報告受付等に関する業務
- 〇地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務

指導養成課

______ ○各種養成施設の指定等

養成施設の種類

保健師、助産師、看護師、救急救命士、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士、管理栄養士、調理師(入学及び学力認定の事務を含む。)、異容師(入学及び学力認定の事務を含む。)、美容師(入学及び学力認定の事務を含む。)、製薬衛生師、食品衛生管理者、食品衛生監視員、食鳥処理衛生管理者(入学及び学力認定の事務を含む。)、保育士、社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、精神保健福祉士、児童福祉司、児童福祉施設職員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司

- ○各種講習会(介護技術講習会、社会福祉主事資格認定講習会、児童福祉司資格認定講習会)の届出、実施報告書等の受理等
- ○食鳥処理衛生管理者及び食品衛生管理者の資格取得講習会の登録

医事課

- ○医療観察法による決定の執行、指定医療機関の指定及び指導等
- ○医師確保及び地域医療の確保・推進
- 〇行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施等
- ○血液製剤、放射性医薬品等の医薬品及び医療機器の製造業等の許可、並びに医薬品等輸入届の確認
- ○毒物及び劇物の製造及び輸入業の登録及び監視
- ○医薬品等の輸入監視
- ○補助金の交付等に関する業務

食品衛生課

- ○食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の登録及び監督並びに食品衛生検査施設に対する技術的助言
- ○健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の表示の禁止
- ○食肉輸出施設に対する認定について
- 〇対EU、対米国輸出水産食品認定施設に対する認定に係る指導、確認及び視察
- ○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関の指定について
- 〇食中毒に係る調整事務
- ○食品の安全確保に関するリスクコミュニケーション

保険課

- _______ ○健康保険組合の行う業務についての指導及び監督
- ○全国健康保険協会支部の行う業務の検査

在全課

- ○厚生年金基金の認可、指導監督等
- ○確定給付企業年金の認可、承認、指導監督等
- 〇確定拠出年金(企業型年金に限る)の承認、指導監督等
- ○国民年金基金等の認可、指導監督等

組織名 厚生労働省 近畿厚生局

医療機関等指導部門

管理課

- ○医療・福祉サービスの指導業務に関する総合調整
- ○2以上の都道府県の区域において、病院、診療所または介護老人保健施設を開設する医療法人の定款変更認可等の指導監査
- ○病院用等建物の建替えに係る租税特別措置法上の特別償却制度における証明業務
- 〇医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明業務
- 〇特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明業務
- ○保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び指定訪問看護事業者その他の医療保険事業の療養担当者に係る情報の管理
- ○社会保険診療報酬支払基金の行う業務(高齢者医療制度関係業務及び介護保険事業関係業務を除く。)の監督
- ○後期高齢者医療広域連合が行う業務、市町村が行う後期高齢者医療制度に関する業務、及び後期高齢者支援金等の額の算定に関する指導
- 〇国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務(介護保険事業関係業務、障害者自立支援事業関係業務 及び児童福祉事業関係業務を除く。) についての指導

医療課

- ○国の開設する病院等の監督(開設承認、変更承認、構造設備の使用承認等)
- 〇特定機能病院に対する立入検査
- ○健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督
- ○保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督
- ○近畿厚生局事務所等が行う業務に関する事務の指導及び監督

福祉指導課

- ○2以上の府県の区域において事業を行う社会福祉法人の設立認可、定款変更認可、監督等
- 〇介護保険法による市町村(保険者)の事務の指導(技術的助言)
- ○介護保険の地域密着型サービス事業者等に対する合同指導
- ○介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督
- ○介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理
- 〇障害者自立支援法に基づく各市町村及び府県に対する必要な助言、情報の提供、その他の援助の実施
- 〇自立支援給付対象サービス事業者に対し調査指導(実地検証)

特別指導第一課及び特別指導第二課

〇保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する 事務のうち、地方厚生局長が特別の監督を行う必要があると認めた特定事項に関する監督に関すること。

指導監査課

- ○健康保険事業、全国健康保険協会が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督(大阪府内)
- 〇保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督(大阪府内)
- ○近畿地方社会保険医療協議会大阪部会の運営

| 府県事務所 (所在府県内における以下の業務)

- 〇健康保険事業、全国健康保険協会が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督
- 〇保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督
- ○近畿地方社会保険医療協議会部会の運営

麻薬取締部門

麻薬取締部

○麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例に関する法律等に規定する取締、許認可、中毒者対策等

防災に関する取組など

作成中